

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地(交付対象水田)を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・現況において非農地に転用された土地
- ・3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

[令和3年12月に決定した方針]

- ・5年間に一度も水張り(水稻作付)※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われていない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日(参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

[令和4年秋に具体化された内容]

- ・5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しない。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

- ・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

5～10年後を見据えた水田活用産地づくり支援

背景: 主食用米の需要が年々減少しているため、本県では水田活用の直接支払交付金(年間約100億円)を活用して大豆・飼料作物・そば、野菜等への転換を推進してきたが、農林水産省は、令和3年11月に「今後5年間で1度も水張り(水稻作付)が行われない水田は交付対象外とする」方針を示し、①ブロックローテーション体系の再構築をするか、②転換作物が固定化している水田は、畑地化をするか、各地域において将来を見据えて選択するように求めている。
本県では麦・大豆・飼料作物・そばを連作している水田が大部分であり、①②のいずれにおいても、地域の合意形成、収入確保の検討、生産技術面の向上などの課題を解決して、地域自らが産地の方向性を決めなければならない。

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議

○目的:
水田活用の直接支払交付金の見直しが実行される令和9年以降においても、本県の水田農業が維持発展できる方策を検討して各地域の産地づくりを支援する。

○役割:
水田農業が維持発展できる方策の検討と提示
・5～10年後の産地づくりに向けた課題の集約
・国・県の支援メニューのフル活用方法の検討・提示
・国への要望内容の検討
・生産技術、生産基盤の支援内容の検討・提示

○構成員:
県、市町村(代表4か所)、JA山形中央会、JA全農山形、県米集、山形県農業共済組合、やまがた農業支援センター、山形県農業会議、山形県土地改良事業団体連合会、山形県農業法人協会、山形県地域営農法人協議会

○事務局: JA山形中央会
県農林水産部(農企課、農経課、県産米課、農技課、畜産課、農計課、農整課)

地域課題検討班 4ブロック毎に設置

役割:
地域自らが産地の将来像の検討を支援するため情報提供と地域課題の収集を行う。
・地域課題の取りまとめ
・国や県の支援メニューの紹介
・PJ会議で提案される方策の情報提供

構成員: ◎農企課、農経課、○支庁農振課、やまがた農業支援センター
関係機関: 支庁普及課、支庁農計課、各市町村、JA、生産団体



情報共有連携

◎は主担当
○は副担当

技術支援班

役割:
地域が①ブロックローテーション②畑地化のいずれを選択しても営農継続ができるように技術支援を行う。
・田畑輪換に係る課題抽出と対応技術の開発、現地実証
・畑地化後も収益を確保できる大豆・そば等の生産技術の開発、現地実証

構成員: ◎農企課、○農技課、畜産課
関係機関: 支庁普及課、JA、農総研センター

生産基盤支援班

役割:
地域が①ブロックローテーション②畑地化のいずれを選択しても営農継続ができるように、圃場整備や中山間地支援等の生産基盤に係る支援を行う。
・田畑輪換の推進に寄与する基盤整備
・畑地化への整備支援
・中山間地域振興支援の検討
・土地改良区決済金等支援に係る相談対応

構成員: ◎農企課、◎農計課、◎農整課、土地連、市町村代表、やまがた農業支援センター

令和9年以降も水田を活用した営農を継続するための、経営支援、技術支援、基盤支援における選択肢を提示

地域の課題解決に繋がる選択肢の提案

地域の課題、要望

各地域

(農業者、地域農業再生協議会)

プロジェクト会議の提案内容を参考に、「地域計画」と連携して各地域の中長期的な方向性を検討し、営農を継続できる産地をつくる。

令和5年度水田活用産地づくり推進プロジェクト会議 活動実績

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議設立総会

- ・「水田活用産地づくり推進プロジェクト会議」設立について全会一致で承認された。
- ・本県の水田農業が維持発展できる方策を検討して各地域の産地づくりを支援することとした。

- 1 日時：令和5年5月18日（木）10:00～11:30
- 2 場所：土地改良会館 4階 大会議室
- 3 内容：
 - （1）水田活用産地づくり推進プロジェクト会議の設立について
 - （2）推進体制と今後のスケジュールについて
 - （3）関係事業紹介
 - （4）その他



地域課題検討班 第1回ブロック会議

- ・各地域から水田活用の直接支払交付金の見直し方針について、生産現場における課題や対応など様々な意見を伺った。
- ・今後、出された課題を集約・整理し、対応策を検討することとした。

- 1 日時及び場所：

地域	月 日	時 間	会 場
村山	6月5日(月)	10:00～12:00	高度技術研究開発センター 多目的ホール
庄内	6月6日(火)	10:00～12:00	庄内総合支庁 講堂
置賜	6月13日(火)	10:00～12:00	JA 山形おきたま 米沢支店
最上	6月13日(火)	14:30～16:30	県立農林大学校 緑風館

- 2 内容：
 - （1）水田活用産地づくり推進プロジェクト会議の概要説明
 - （2）水田活用の直接支払交付金及び関係補助金概要説明
 - （3）意見交換



現地検討会

- ・ 麦収穫後、実際に1か月水張りを実施した現地圃場において、水張りを行った場合の課題や問題点を伺った。
- ・ 畑から水田にする場合の効率的な作業体系について試験実施状況を視察。
- ・ 現地の課題や試験結果を参考としながら今後の対応について検討することとした。

1 日時：令和5年10月20日（金）9:30～11:00

2 内容：①「水田活用の直接支払交付金 見直しに対応した小麦栽培」

農事組合法人 村木沢あじさい営農組合
（山形市村木沢）

②「効率的な復田技術の確立」

山形県農業総合研究センター 土地利用型作物部
（山形市みのりが丘）



第2回水田活用産地づくり推進プロジェクト会議

- ・ これまでの取組状況を説明するとともに、各地域から出された意見や課題について取りまとめ、現時点での対応状況、今後の対応方向について意見を伺った。

1 日時：令和5年10月20日（金）11:00～12:00

2 場所：土地改良会館 4階 大会議室

3 内容：

- （1）これまでの取組状況について
- （2）課題と対応について
- （3）その他



地域課題検討班 第2回ブロック会議

- ・第2回プロジェクト会議と同様に、これまでの取組状況を説明するとともに、各地域から出された意見や課題について取りまとめ、対応策の方向性について説明を行った。
- ・各地域の対応状況や、今後の対応方向について意見を伺った。

1 日時及び場所：

地域	月 日	時 間	会 場
村山	10月30日(月)	10:00~12:00	村山総合支庁講堂
置賜	10月30日(月)	14:00~16:00	置賜総合支庁講堂
庄内	10月31日(火)	13:00~15:30	水田農業研究所
最上	11月2日(木)	13:30~15:30	新庄市生涯学習センター

2 内容：

- (1) これまでの取組状況について
- (2) 課題と対応について
- (3) その他



「水田活用の直接支払交付金の見直し」に関するホームページの作成

- ・水田活用の直接支払交付金の見直しの内容や産地づくりに向けた取組状況等について広く周知するため、山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット」にホームページを作成。

(1) 掲載日

令和5年11月15日

(2) 掲載場所

「やまがたアグリネット」内

URL : <https://agrin.jp/theme/ninaite/suikatu.html>

(3) 主な内容

- ・「水田活用の直接支払交付金の見直し」について
- ・水田活用産地づくり推進プロジェクト会議について
- ・会議等開催状況
- ・関係資料（事例集等）

※随時、情報を更新予定



第3回水田活用産地づくり推進プロジェクト会議

- ・令和5年度の活動実績や市町村を対象に実施した水活交付金見直しに係るアンケートの調査結果、政府に対する要望事項の検討状況等について報告。また、令和6年度における主な取組内容について協議を行った。

- 1 日時：令和6年3月18日（月）10:30～12:00
- 2 場所：山形ビッグウイング 4階中会議室
- 3 内容：
 - (1) 令和5年度の実績について
 - (2) 令和6年度の実績予定について



令和5年度水田活用産地づくりフォーラム

- ・水活交付金の見直しが実行される令和9年に向けて、各地域での水田を活用した産地づくりの取組みを前進させていくことを目的に開催。
- ・生産者や生産組織、農協、土地改良区、市町村の職員など100名を超える参加があり、今後の水田農業に関する講演や取組事例の紹介等を行った。

- 1 日時：令和6年3月18日（月）13:30～16:00
- 2 場所：山形ビッグウイング 2階交流サロン
- 3 内容：
 - (1) 講演
演題「水田農業政策の転換と水田農業の明日について」
講師 小川 真如 氏
(宇都宮大学農学部農業経済学科助教)



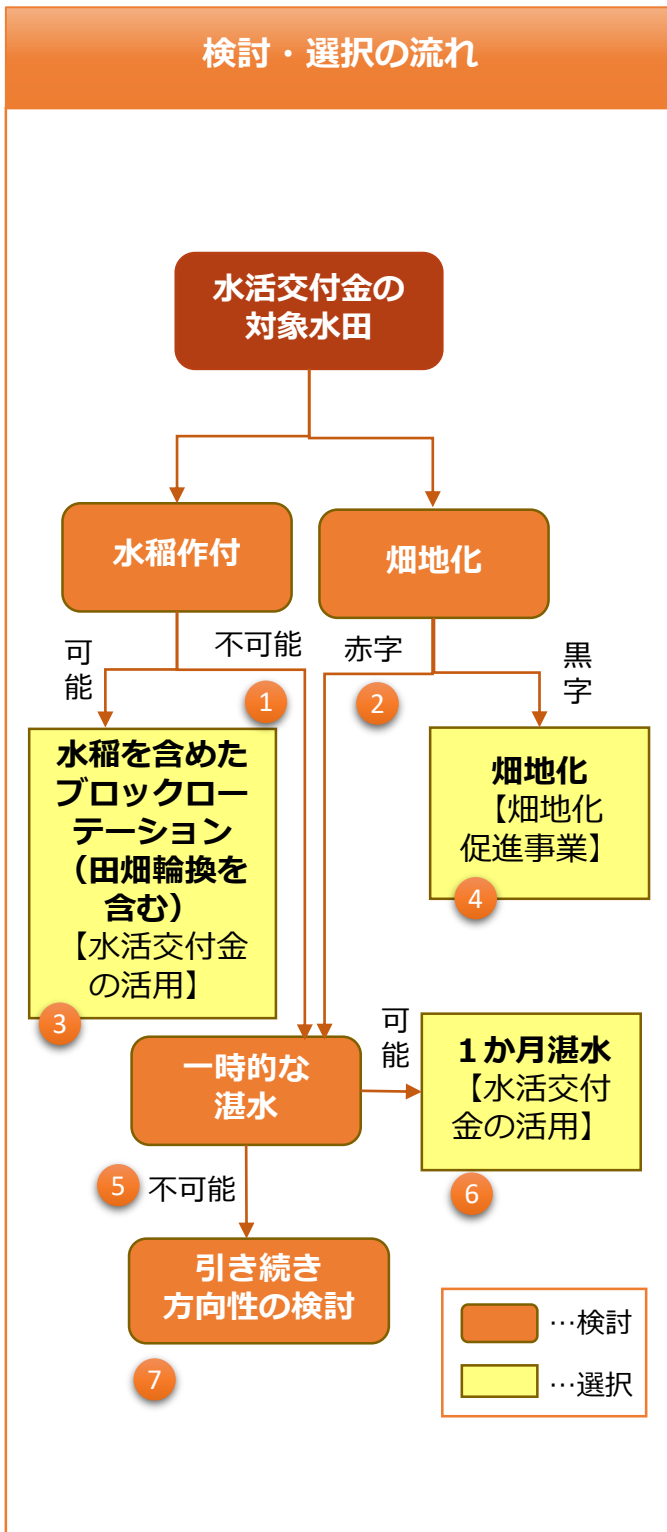
- (2) 事例紹介
「酒田市における大豆と水稲のローテーションの取組について」
酒田農業技術普及課 専門普及指導員 加藤 優来 氏

「技術実証圃における水張りの取組について」
西村山農業技術普及課 普及指導員 岡田 典晃 氏
- (3) 情報提供
「令和6年に向けた水田活用の直接支払交付金等について」
東北農政局山形県拠点 総括農政業務管理官 平山 静一郎 氏

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る課題と対応について

令和5年10月20日 第2回水田活用産地づくり推進プロジェクト会議資料

見直しを受けた営農の方向性の検討・選択に係る課題と対応



フェーズごとの課題の整理		課題への対応 (地) 地域課題検討班、(技) 技術支援班、(基) 生産基盤支援班
①	水稲作付ができない理由 a. そもそも湛水ができない b. 水稲作用の機械がなく、担える農家もいない	→ ⑦へ → 地域の農家への集約を検討 (各地域)
②	現在の作物では畑地化しても採算がとれない	→ 実証ほ等での検証、品質・収量を高位安定化するための技術指導、水活交付金がなくても採算の取れる品目の検討 (技) ゲタその他の直接支払の拡充を要望 (地)
③	ブロックローテーションの課題 a. 品質・収量が不安定 b. 水稲・畑作物に合わせたほ場条件の整備が必要 c. 上流で湛水することで下流の水田に水不足の影響 d. 水稲作付面積が増えて生産調整に影響	→ 実証ほ等での検証、品質・収量を高位安定化するための技術指導 (技) → ほ場管理技術の実証 (技)、田畑輪換に活用できる事業の紹介 (基) → 土地改良区等との調整 (各地域) (基) → 非主食用米への転換に向けた品目の検討 (技)
④	畑地化促進事業の問題 a. 畑地化の決定には時間を要する (地権者との合意・関係機関との調整) b. 採択率が低い (特に小規模、高収益以外の畑作物) 土地改良区等の問題 a. 虫食い状態の畑地化では運営管理に支障 b. 水利施設の利用ルール (決済金含む) が不明確 c. 長期的な運営の維持の懸念	→ 国への長期的な事業継続の要望 (地) → 予算措置の要望 (地) → 土地改良区等との調整 (各地域)、採択の仕方の要望 (地) → 土地改良区の規程整備 (基) → 長期的な管理運営のあり方を検討 (各地域)
⑤	1か月以上の湛水ができない理由 a. 使える用水がない b. 湛水可能な期間が灌漑期間と合わない c. 排水対策済みで湛水できない	→ 土地改良区等との調整 (基) → 作物に合わせた湛水期間の検討 (技) → ほ場管理技術の実証 (技)、田畑輪換に活用できる事業の紹介 (基)
⑥	1か月以上の湛水を行う上での課題 a. 確認方法が分からないので、どの程度の湛水をするか決められない b. 湛水可能な時期が分からない c. 品質・収量が不安定 d. 上流で湛水することで下流の水田に水不足の影響 e. 確認作業に係る地域協議会の事務負担が大きい	→ 事例集等の作成 (地) → 実証ほ等での検証 (技) → 実証ほ等での検証、品質・収量を高位安定化するための技術指導 (技) → 土地改良区等との調整 (各地域) (基) → 事務の簡素化、経費支援等の要望 (地)
⑦	水張りができない場合の課題 a. 農地の維持が困難となり耕作放棄地が拡大する	→ 水活交付金がなくても採算の取れる品目の検討 (技) 中山間地等農地維持のための対策を要望 (地) 林地化、緩衝地帯化等を検討 (各地域)

各地域の取組

地域課題の解決に向けた関係機関による話し合い(地域計画と連動)
 ・ 営農の方向性の検討
 ・ 畑地化や湛水に係る土地改良区等との調整 など

プロジェクト会議における取組

地域課題検討班

- ① 制度の趣旨や既存事業の周知徹底
- ② 各地域の対応状況の整理と先行・優良事例の情報提供
- ③ 国への要望課題の抽出
 - ・ 畑地化事業の継続と予算の確保、水活交付金に代わる支援策への要望等
 - ・ 丁寧な事業の進行管理と事務の軽減

技術支援班

- ・ 交付金に頼らない品目の提案
- ・ 非主食用米への転換に向けた品目の提案
- ・ ブロックローテーションや畑地化、1か月水張りに対応した栽培技術の検討
- ・ 現地実証等の成果に関する情報提供
- ・ 畑作物の収量向上のための技術指導

生産基盤支援班

- ・ 各土地改良区の規程の整備指導
- ・ 各土地改良区の対応状況に関する情報共有
- ・ 田畑輪換を行う際の補助事業の紹介

対応

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る アンケート調査の結果について

■調査目的

水田活用の直接支払交付金（以下「水活交付金」という。）の見直しを受けた各地域の対応状況の整理や事例収集を行い、県内での情報共有を図るもの。

■調査内容

- ①水活交付金の見直しに係る検討状況
- ②水活交付金の見直しに係る周知状況
- ③1か月湛水の確認方法

■調査対象

県内市町村の地域農業再生協議会

■調査期間

令和5年12月27日～令和6年2月19日

■回答数

35全市町村から回答あり

調査結果の概要

【目次】

1. 水活交付金の見直しに係る検討状況

- ・ 水活交付金の見直しを受けた今後の営農の方向性に係る
県内の検討・選択状況
- ・ 事例No.1 南陽市

2. 水活交付金の見直しに係る周知状況

- ・ 事例No.2 南陽市
- ・ 事例No.3 舟形町
- ・ 事例No.4 最上町

3. 1か月湛水の確認方法の作成状況

- ・ 1か月湛水に係る確認方法の作成状況
- ・ 事例No.5 鶴岡市
- ・ 事例No.6 長井市

水活交付金の見直しを受けた 今後の営農の方向性に係る 県内の検討・選択状況

①各市町村での方向性（畑地化・ブロックローテーション・1か月水張り）を選択済みの生産者の割合

割合	市町村数	状況
10%未満	27	多くの地域協議会では、生産者の意向をまだ把握できていない
10～20%	7	関係機関や生産者との間で検討会議を行った市町村、R5の畑地化件数が多い市町村、水活交付金の件数が少ない市町村が該当
70～80%	1	生産者対象のアンケート調査を実施した南陽市が該当

②選択した内容

区分	面積
畑地化	約770ha
ブロックローテーション（田畑輪換含む）	約160ha
1か月湛水	約540ha
その他 （このまま作り続ける・水稻作付・所有者への返還）	約170ha
計	約1,640ha

③地域協議会の取組み

- 生産者を対象としたアンケート調査、説明会の開催、チラシの作成・配布
- 関係機関（土地改良区、農協等）との協議

事例
No. 1

南陽市

市内の生産者を対象とした アンケート調査による 意向把握

- ・ アンケート対象件数…約420件
- ・ 回答率…88%

アンケート調査票様式

■「水田活用の直接支払交付金」の見直しに係る調査

- ・ 「水田活用の直接支払交付金」について、現在、同交付金の対象となっている水田（作物）について、お聞きします。
- ・ 令和4年から令和8年までの5年間に一度も水漲り（水稲作付または1か月の湛水管理）をしなかった場合、令和9年度以降、本交付金の対象外とする国の方針が決定されています。
- ・ 畑作が定着した水田について、農林水産省では畑地化促進事業などにより「水田の畑地化」を推進しています。

問 10 令和8年度までの間の対応について、現時点における考えを教えてください（作物名の下欄に数字を記入）

交付金の対象作物→ 交付対象面積→	「作物1_名称」 「作物1_面積」a	「作物2_名称」 「作物2_面積」a	「作物3_名称」 「作物3_面積」a	「作物4_名称」 「作物4_面積」a	例：牧草 250.5 a
作り続ける予定（問11へ）	a	a	a	a	170.5 a
やめる予定（問12へ）	a	a	a	a	70.0 a
未定	a	a	a	a	0 a
その他 （具体的に）	()	()	()	()	10.0 a <small>転作組合の 方針に依る</small>

問 11 令和8年度まで作り続ける予定の作物について、現時点における考えを教えてください（作物名の下欄に数字を記入）

	「作物1_名称」 「作物1_面積」a	「作物2_名称」 「作物2_面積」a	「作物3_名称」 「作物3_面積」a	「作物4_名称」 「作物4_面積」a	例：牧草 30.5 a
5年に一度水稲作付を行う予定	a	a	a	a	30.5 a
5年に一度1か月以上の湛水管理を行う予定	a	a	a	a	0 a
国の畑地化促進事業を活用し畑地化する予定	a	a	a	a	130.0 a
このまま転作作物を作り続ける予定（上記以外）	a	a	a	a	10.0 a
その他 （具体的に）	()	()	()	()	0 a

問 12 令和8年度までに作付けをやめる予定の水田（作物）について、作付けをやめた後の対応方針を教えてください（作物名の下欄に数字を記入）

	「作物1_名称」 「作物1_面積」a	「作物2_名称」 「作物2_面積」a	「作物3_名称」 「作物3_面積」a	「作物4_名称」 「作物4_面積」a	例：牧草 10.0 a
主食用米を作付けする予定	a	a	a	a	10.0 a
水稲（主食用または非主食用米）を作付けする予定	a	a	a	a	0 a
水稲以外の他の作物を作付けする予定	a	a	a	a	0 a
何も作付けしない予定	a	a	a	a	40.0 a
他の耕作者に任せる予定	a	a	a	a	0 a
所有者に農地を返す予定	a	a	a	a	20.0 a
その他 （具体的に）	()	()	()	()	0 a

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございました。
令和5年10月13日（金）までに農林課農業振興係へご持参ください。

見直しに係る全体の概要を説明したパンフレットの作成

～見直し内容から1か月湛水、Q&Aまで～

水田活用の直接支払交付金の5年水張りルールと1か月湛水管理のお知らせ

国から「水田活用の直接交付金の交付対象水田の確認の徹底」が示され、令和9年度以降も「水田活用の直接支払交付金」の交付を受けるためには「5年に1度の水張り」が要件になりました。農業者の皆様におかれましては本資料を参考に令和8年までの間「水張り（水稲作付または1か月以上の湛水管理）」の実施をご確認ください。

かんたん解説 水田活用の直接支払交付金の「交付対象外水田」と「5年水張りルール」

水田において主食用の米以外の作物を販売目的で生産し、販売すると交付金の対象になります（水田活用の直接支払交付金）。

水田で肥料用米や飼料用米、野菜・稲藁を生産・販売

水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の対象にならない水田もあります（交付対象外水田）。

- × 現況において非農地に転用された土地
- × 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- × 水田機能を喪失する等水稲の作付けが困難な農地
 - ✓ たん水設備（畦畔等）がない※
 - ✓ 用水供給設備（用水配管）がない※
 - ※主要性向上のための一時的な措置はOK

令和9年度から交付対象外水田の要件が追加されます（5年水張りルール）

過去5年間に一度も水張りが行われていない農地※

※災害復旧や基盤整備事業が実施されている場合は該当する年を除く

「水張り」とは水稲作付か1か月以上の湛水管理のことです

水稲作付 1か月以上の湛水管理※

※連作障害による収量低下が起きていない場合に該当

「水稲作付」「1か月以上の湛水管理」はそれぞれ下記の方法で確認します。

- 「水稲作付」は、水稲共済細目書で確認します。
- 「1か月以上の湛水管理」の確認方法は、次ページ以降をご覧ください。

南陽市農業振興協議会 【問合せ先】事務局 南陽市農林課農業振興係
TEL：0238-40-8310

1 か月以上の湛水管理の実施方法・報告方法について

「5年水張りルール」では「水稲作付による水張り（水稲共済細目書で確認）」のほか「1か月以上の湛（たん）水管理による水張り」が認められています（連作障害による収量低下が発生していない場合に限り）。「1か月以上の湛水管理」の実施及び報告の方法は下記のとおりとなります。

1 湛水管理を実施

湛水管理を開始した際に状況がわかる写真を撮影してください。写真は圃場ごとの撮影が基本となります。ただし、複数の対象圃場が1枚の写真に収まる場合はそれぞれ撮影する必要はなく1枚の写真のみでよいこととします。開始から1か月経過した時点での写真も同様に撮影してください。

- POINT●
- ✓ 水が溜まったら写真撮影
- ✓ 1か月経ったらまた撮影



湛水管理のルール

湛水管理の基本的な考え方は次のとおりです

基本的な考え方

- 水稲作付と同等の湛水管理
- 用水による湛水（≠天水による一時的な湛水）

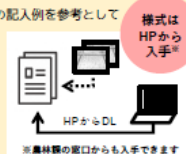
具体的な基準 水深などの基準はありません

実施時期 実施時期の指定はありません

2 報告書を作成

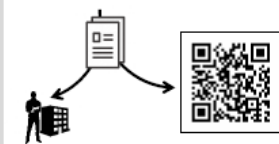
湛水管理実施後、ホームページが農林課窓口から「水田活用の直接支払交付金に係るたん水管理実施報告書（以下「報告書」）」の様式を入手します。撮影した写真を貼付して、右の記入例を参考として報告書を作成してください。

- POINT●
- ✓ まずは様式を入手
- ✓ 写真の添付を忘れずに



報告書様式の入手方法

報告書の様式はホームページ（下記QRコード参照）が農林課窓口から入手できます



3 農林課に提出

報告書が完成したら農林課農業振興係に提出します。提出期限は湛水管理を実施した年の年度末までとします。

〔例〕令和6年6月に湛水管理を実施した場合は令和7年3月末が提出期限

- POINT●
- ✓ 報告書の提出期限は年度末です



提出が遅れた場合、次年度に交付対象から除外される場合があります。報告書が完成したらお早めに農林課に提出するようにしてください。

「1か月の湛水管理」に加えて「連作障害による収量低下が発生していないこと」が「水張り」の条件になります。確認方法は別途お知らせしますので、「1か月の湛水管理」を実施する場合は、各現場における毎年の収穫量の記録を合わせてお願いします。

2. 水活交付金の見直しに係る生産者への周知状況

事例
No. 2

南陽市

見直しに係る全体の概要を説明したパンフレットの作成

～見直し内容から1か月湛水、Q&Aまで～

(記入例)

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係るたん水管理実施報告書

【整理番号】 - 2

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係るたん水管理実施報告書

令和 6 年 10 月 24 日

南陽市農業振興協会の ため

報告者(実施者)
住 所 南陽市 三間通436-1
氏 名 又は 名称 水張 太郎
代 表 者 氏 名
連 絡 先 0238-40-3211

報告日を入力

下記について、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け、22経農第713号農林水産事務次官(依命)通知)別紙1第2の(1)の④のイに基づいたん水管理を実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 たん水管理実施箇所一覧

管理番号	区分番号	地名地番	面積	たん水管理期間	実施状況写真番号
0001	001	三間通 西蔵橋 436-1	29.8 a	開始日: 令和6年5月25日 終了日: 令和6年5月25日	No. 1
0001	001	宮崎 ○○ 456-7	9.8 a	開始日: 令和6年5月30日 終了日: 令和6年5月30日	No. 1
0002	001	宮崎 ○○ 460	15.0 a	開始日: 同上 終了日: 同上	No. 1
0003	001	宮崎 ○○ 123 f	28.0 a	開始日: 令和6年9月10日 終了日: 令和6年10月10日	No. 2
0003	002	同上	2.0 a	開始日: 同上 終了日: 同上	No. 2

実施したばらを入力
水稲共済給付書の表記に合わせて記入してください

別紙 たん水管理実施状況写真

撮影した写真を貼付
撮影年月日や場所の特定ができるように撮影してください

2 添付書類
たん水管理実施状況写真(別紙)

湛水管理開始時の写真を貼付

1か月経過時の写真を貼付

交付対象水田・5年水張りルールに関するQ&A

Q 交付対象水田から外れた場合、〇〇〇からも外れますか。
A 以下の整理になります。

水田活用の直接支払交付金(産地交付金含む)	→ X 対象外
畑作物の直接支払交付金(グタ)	→ O 対象
南陽地区とも補償制度	→ O 対象
水稲共済(細目書)	→ O 対象
中山間地域等直接支払交付金	→ O 田として対象(畦畔など水張り機能があることが条件)

Q 一度水張りを行えば、その後はずっと交付対象のままになりますか。
A 水張りを行った年の翌年度から起算して5年間は交付対象のままとなります。ただし、その5年間で一度も水張りが行われなかった場合は、その翌年度に交付対象から外れます。

例 令和6年度に水張りを行った場合、令和7年度から令和11年度までの5年間は交付対象です。ただし、この5年間に水張りを行わなかった場合は令和12年度以降は交付対象から外れます。

※一か月の湛水管理をした場合は、運作障害による収量低下が発生していないことも条件になります。

Q ささまざまな理由で水張りができない水田はどうすればいいですか。
A 今回の「5年水張りルール」について、国では「転換作物が固定化している水田は畑地化を促す・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合はブロックローテーション体系の再構築を促す」目的としています。水張りができなかった場合は、令和9年度に交付対象から外れることとなります。

なお、水田を将来に渡って畑地化する場合の支援措置として「畑地化促進事業」が措置されています(下記参照)。この事業を活用すれば、10アールあたり14万円(1回限り)と10アールあたり2万円(以後5年間)などの交付金が交付されます。ただし、土地所有者の同意や関係機関の合意などの要件に加え、再び交付対象水田に戻せないなどの制約がありますので、十分に考慮いただいた上で活用をご検討ください(採択事業のため必ず採択されるとは限りません)。

(参考) 畑地化促進事業【①と②セットで支援】

対象作物・高収益作物(野菜等) ・畑作物(麦・大豆・飼料作物)	交付単価は令和5年度補正予算事業
① 畑地化支援 前年度水稲付付または交付金の対象となった農地において水田を畑地化する取組を支援。畑地化後、5年間畑作物を付けることが条件。※交付対象水田から除外する取組を指す。地目変更を求めたものではない。	交付単価 14.0万円/10a
② 定着促進支援 (①の取組の後の5年間を継続支援)	交付単価 2.0万円/10a × 5年間

①②のほか、土地改良区決済金等支援(上限25万円/10a)も措置

このチラシは令和6年2月9日時点の情報を基に作成しています。掲載されている内容は今後変更される場合があります。

舟形町

交付対象外とされた場合、 減少になる交付金を 具体的な事例を用いて説明

<交付対象水田の取扱い>

令和9年度から野菜やソバの産地交付金が大幅に減少になる可能性があります。

現場の課題を検証しつつ、令和8年までに、一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田としない方針です。

例) 舟形字舟形 ●●番地 10a

令和4年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和5年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和6年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和7年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金
令和8年	ソバを作付け	→	20,000円の産地交付金と数量払交付金

この期間に一度も水張りをしなかった農地は、令和9年度から交付対象外農地

令和9年 ソバを作付け → 数量払交付金のみ
※令和8年までに一度でも水張りをすれば令和9年度に交付対象外にはなりません。

制度変更による影響

野菜やソバ等の産地交付金が大幅に減少になります。

町全体で、野菜関係で約1,700万円、ソバで約4,300万円の産地交付金の交付を受けていますが、90%以上が令和9年度から交付を受けられなくなる可能性があります。

今後の対応

- 水張りについては、水稲作付により確認することを基本としています。その上で、
 - ①漏水管理を1か月以上行い、
 - ②連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば、水張りを行ったとみなされます。
- 育苗ハウスのあるほ場（交付対象水田）について
 - ①育苗ハウスの設置有無にかかわらず、5年に一度の水張りをしない場合、交付対象水田から除外されます。
 - ②一筆（ほ場全体）の一部を育苗ハウス、残りを作物作付している場合、ハウス部分を含むほ場全体で水張りをしない場合、交付対象水田から除外されます。
- 今後も、この制度変更について情報収集を行い、関係機関と連携をとりながら、令和9年度からの対策を検討していきます。

2. 水活交付金の見直しに係る生産者への周知状況

事例
No.4

最上町

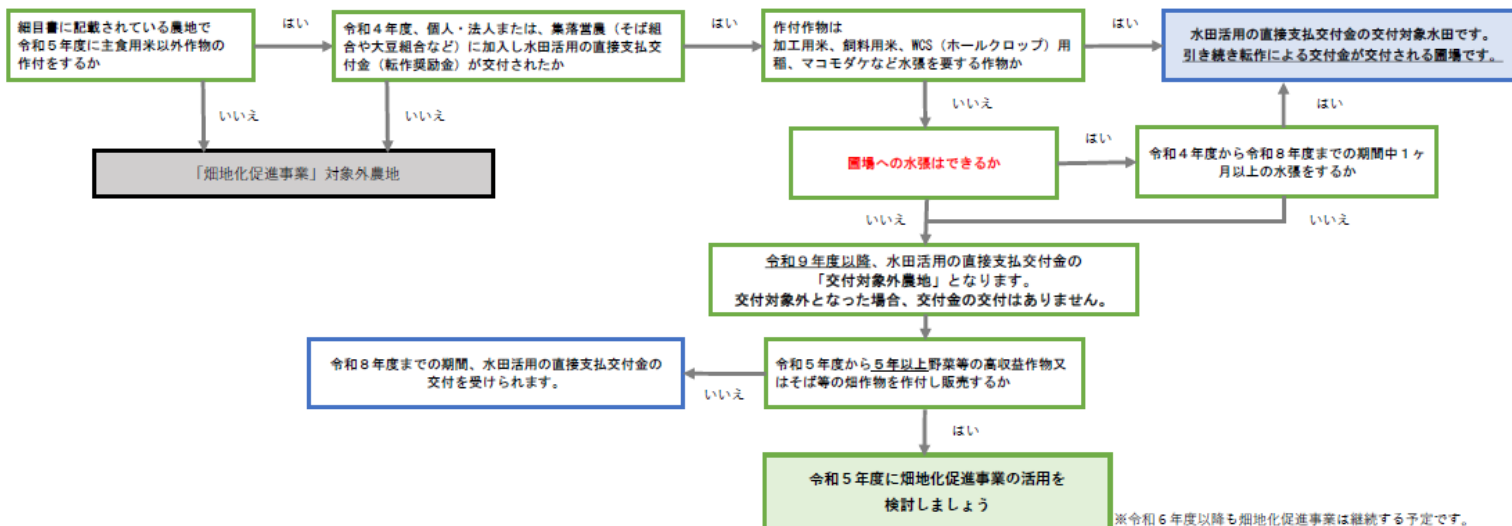
フローチャートを作成して生産者の判断をサポート

※圃場ごとにご確認ください！

令和5年度以降の水田活用の直接支払交付金と畑地化支援の対象確認フローチャート

「水田活用の直接支払交付金」とは・・・

大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、そば、野菜・山菜（アスパラ他21作物）、花き（りんどう他3作物）、そば二毛作の作付や耕畜連携に対する取り組みに交付される交付金です。



要確認！

「畑地化促進事業」注意点

- 畑地化促進事業の交付金の申請と受け取りは「耕作者」であり、土地所有者から借り受けている場合は、所有者の合意が必要。合意のない場合は、トラブルになる可能性があります。
- 支援金の交付単価は令和6年度以降のように変更されるか不明です。
- 交付を受けてから（令和5年度から）5年間は対象作物の作付・販売が必須となり、できなかった場合は、畑地化促進事業の交付金の返還を求められる場合があります。

今後の交付金スケジュール

交付 期間	水張できない農地			水張をする農地	
	水田活用の直接支 払交付金	畑地化促進事業		水田活用の直 接支払交付金	水張
		畑地化支援	定着促進支援		
R4	↓		一括or分割	↓	基準年 R4
R5		↓	↓		2年目 R5
R6			↓		3年目 R6
R7			↓		4年目 R7
R8			↓		要水張 R8
R9		交付金なし		↓	2年目 R9
R10				↓	3年目 R10

水田活用の直接支払交付金の継続交付には、最終水張年から5年ごとに水張が必要です。

1か月湛水に係る 確認方法の作成状況

・ 令和6年1月現在

①各市町村での確認方法の決定状況

割合	市町村数
既に確認方法を定めて 令和5年度に確認を実施した	9
まだ確認は実施していないが 確認方法を定めている	4
まだ確認方法を定めていない	22

②水張り確認にあたっての地域協議会での不明点

○ 連作障害の発生の具体的な確認内容について

参考

見直し後の交付対象水田のルール

○ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は
交付対象としない（令和9年度から実施）

・ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われ
ない

場合であっても交付対象水田から除外しない。

① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付け計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

・水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。

・ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

① 湛水管理を1か月以上行う

② 連作障害による収量低下が発生していない

国から示されている確認方法

「令和5年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」から抜粋
(R5.6.14付け農林水産省経営局経営政策課長一部改正通知)

(たん水管理及び水田機能の確認について)

・水張りの時期については具体的な時期の指定はないため、水張りの順番や期間は、現場で十分に検討したうえで実施する。

・たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認することとする。

・水田機能の確認は、地域農業再生協議会において実施することとする。確認の時期については、令和4年度以降の5年間に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施する。

(連作障害の発生の確認について)

・連作障害による収量低下の有無の確認方法として、毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に、当該ほ場において、①過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等、②過去5年間の収量と、近隣のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認する（収量は、客観的に確認できる書類により確認すること。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認すること）。

事例 No. 5

鶴岡市

確認の流れ

- ① 水張り前にJA、市に連絡
- ② 報告書に湛水開始、終了日時を記載し、それぞれの写真を添付
- ③ 市の地域協議会で別途現地確認を実施

1か月湛水管理ほ場一覧報告書（記入例）


下記ほ場について、1か月湛水管理を行いましたので、湛水がわかる写真とともに提出します。

			集落名 馬場町
			氏名 鶴岡太郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積(m ²)	湛水期間
0010	001	馬場町 9-25(1)	1,500	令和6年5月10日～令和6年6月20日



※写真裏面(記載例)
・馬場町 9-25(1)
・湛水開始(令和6年5月10日撮影)



※写真裏面(記載例)
・馬場町 9-25(1)
・湛水終了(令和6年6月20日撮影)

【令和5年度事例】

事例①
圃場: 平場(改良区管内)
作物: 枝豆(早生)
時期: 8月上旬～9月上旬

事例②
圃場: 中山間(改良区管内)
作物: そば
時期: 5月中旬～6月中旬

全面が水張りできていない場合は写真の提出があったとしても、対象外となりますので注意してください。

【参考】湛水したと認められない写真(例)



合計	1,500
----	-------

◎ 湛水管理を行うほ場ごとの写真(湛水開始時点と終了時点の2枚)を添付してください。
※写真裏面に地番地名と湛水開始・終了のどちらの写真かわかるよう記入してください。
※圃場の位置がわかるよう2回とも同じ位置、同じ方向で背景を入れて撮影してください。

◎ 協議会で別途水田機能(畦畔、用水施設)の現地確認を実施します。

<注意点>

- 水深等の基準については、水稻作付と同等とし圃場全体に水面が確認できる状態としてください。
- 天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態であることが必要です。
- 湛水を行う場合は、産害など圃地圃場への影響や湛水のルール等に十分に配慮してください。
- 国の示す確認方法によっては、内容が変更になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- 湛水管理を行う場合は、営農計画書の異動の内容欄に記載いただくか、事前にJA、農政課にご報告ください。

3. 1か月湛水の確認方法の作成状況

事例
No. 6

長井市

確認の流れはNo.5鶴岡市と同様

令和6年度 5年水張りの確認方法

(1) 現地確認業務について

- ①水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて耕作者が2回実施し、日時と写真を確認報告書(様式1)に記録する。
- ②たん水期間1か月の間に、長井市農業再生協議会事務局職員が現地確認を行う。

(2) 確認期間

水張りを行う耕作者が水張りを開始した1か月以内に、長井市農業再生協議会事務局職員が確認を行う。

(3) 水張りの時期

水張りの時期については具体的な時期の指定はないが、土地改良の水利を使用している場合、土地改良区の灌漑期間での水張りを推奨する

(4) 確認結果を記載する書類

水張り計画・実績・連作障害等確認報告書(様式1)、実施状況写真報告書(様式2)

(5) 申請から確認までの流れ

- ①耕作者は、水張りを行う前に水張り確認報告書(様式1)を提出する。
- ②事務局は、提出された確認報告書(様式1)の内容を確認し、写しを耕作者に渡す。
- ③耕作者は、確認報告書(様式1)に記載の時期に水張りをを行い、水張り開始と終了の日時等を確認報告書(様式1)に記載するとともに、水張りの写真を撮影し実施状況写真報告書(様式2)を作成する。
- ④事務局は、水張り期間中に圃場確認を行う。

(6) 実績報告

- ①耕作者は、水張りの実績を記入し、写真を整え様式1と様式2を農林課に提出する。
- ②事務局は、現地確認業務完了後、様式1により実績を記載する。
- ③事務局は、耕作者に水張り確認日を記載した様式1を送付する。
- ④耕作者は、水張りで降毎年度収量を確認し、連作障害等確認報告書(様式1)を作成する。

(7) その他

- ①耕作者は、連作障害の発生の有無を確認するため、次の項目について記録し、確認終了後に提出する。
 - ・当該圃場の5年間の収量
 - ・病害虫の発生状況
- ②収量を確認した根拠資料は終了後5年間保管する

様式1

水張り計画・実績・連作障害等確認報告書

下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱(令和5年4月5日付け4農産第5527号)別紙1の2の(1)の④に基づき、水張り(たん水管理)を実施し連作障害が無いことを確認しましたので報告します。

集落名 _____ 住所 _____
氏名 _____ 電話番号 _____

計画 ※計画作成時に記載							実績 ※実施後に記載										
耕地番号	分筆番号	地名地番	面積	作物名	水張り開始予定日	水張り終了予定日	耕作者記載		事務局記載 水張り	耕作者記載					収量低下や病害虫の発生等連作障害の有無		
							開始日	終了日		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
				a	/	/	/	/	/								有・無
記載例	1	宮 小出	123-108	10.5a	大豆	5/1	6/1	/	/	/	作物名	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	有・無
1											単収	124kg/10a	124kg/10a	124kg/10a	124kg/10a	124kg/10a	

様式2

実施状況写真報告書

下記の交付対象水田について、経営所得安定対策等実施要綱(令和5年4月5日付け4農産第5527号)別紙1の2の(1)の④に基づき、水張り(たん水管理)を実施したので実施状況写真を提出します。

集落名 _____ 住所 _____
氏名 _____ 電話番号 _____

写真撮影日					年 月 日					写真撮影日					年 月 日					
耕地番号	分筆番号	地名地番	面積		耕地番号	分筆番号	地名地番	面積		耕地番号	分筆番号	地名地番	面積		耕地番号	分筆番号	地名地番	面積		
				a																

※ 水張りの開始(1回目)と終了(2回目)の写真を添付ください。

※ 水張りの開始(1回目)と終了(2回目)は1か月以上あけるようにしてください。

令和5年度畑地化促進事業の実施状況

1 畑地化支援・定着促進支援

(単位：面積 ha、件数 件)

		野菜	果樹	花き・ 花木	麦	大豆	飼料 作物	そば	その 他	計
村山	面積	77.0	1.0	9.8	1.4		15.3	180.5		285.0
	件数	97	3	17	2		13	44		176
最上	面積	89.3	0.4	7.0		0.8	111.7	130.8	1.5	341.5
	件数	111	1	10		2	85	49	2	260
置賜	面積	26.0	3.7	8.9		12.1	40.2	42.7	1.2	134.9
	件数	27	7	9		8	30	10	1	92
庄内	面積	7.7	1.1			3.4	1.6	2.2		16.1
	件数	6	1			1	1			9
県計	面積	200.1	6.2	25.7	1.4	16.3	168.8	356.2	2.7	777.5
	件数	241	12	36	2	11	129	103	3	537

※ R5.11.17時点で市町村から提出のあった数値を元に県が集計したもの。

※ 端数処理（四捨五入）のため、計算が一致しない場合がある。

2 土地改良区決済金等支援

	件数（件）	金額（百万円）
地区除外決済金	70	40
畑地化協力金	179	168
計	249	208

令和6年3月18日
農政企画課

「政府に対する要望事項」の県の検討状況について

政府における今後の施策展開や令和7年度の予算編成にあたって、以下の事項が実現されるよう、「令和7年度政府の施策等に対する提案」において、県から政府に要望することを検討しています。

- (1) 「畑地化促進事業」の事業の継続と十分な予算の確保
- (2) 生産条件が不利な中山間地域等での畑作物の持続的な生産に対する支援措置
- (3) 水張り確認など地域農業再生協議会が行う事務負担の増加への対応（事務の簡素化、経費の支援）

技術対策実証圃の取組みについて

1 田畑輪換に係る対応技術の実証について

地域の課題に対応した対策技術について、実証圃を大豆8か所、そば8か所、小麦3か所設置した。実証圃を活用した現地検討会を開催して、収量・品質向上に向けた技術普及を推進している。

2 実証圃設置内容及び現地検討会の開催状況

(1) 大豆

地域	開催日時	内容
村山	7月25日	畝間灌水研修会 大豆灌水支援システムを活用した畝間灌水時期の見極め方と畝間灌水実施方法について研修会を実施。難防除雑草の除草対策についても検討した。
最上	9月8日	最上地域の大豆安定生産に向けた現地研修会 カットブレイカー施工を実演し、排水対策について研修した。また、土壌pHを高めるための資材散布を行った区を設定し、生育改善を確認した。
置賜	5月30日	西置賜産大豆の安定多収に向けた排水対策実演会 パラソイラ施工を実演し、排水対策及び効果について研修した。
	8月31日	大豆品質向上研修会 明渠施工による排水効果を確認した。また、スタブルカルチを用いた深耕が生育量に及ぼす影響を検証し、深耕の効果を実証した。
庄内	7月5日	大豆の栽培技術現地研修会 摘芯を実演し、過剰生育大豆に対する摘芯の効果を研修した。また、スタブルカルチを用いた深耕や栽植密度の改善等が収量増加や品質向上に及ぼす効果を実証した。

(2) そば

地域	開催日時	内容
村山	8月28日	開花期追肥実演会
	8月30日	自動飛行無人航空機を活用した開花期追肥の実演と増収効果の検証。

(3) 小麦

地域	開催日時	内容
村山	3月19日 (予定)	融雪期追肥実演会 無人航空機を活用した融雪期追肥の実演と品質向上及び増収効果の検証。

技術対策実証圃成績概要

○大豆

普及課	設置場所	実証内容	成績概要
村山	中山町長崎	晩播大豆の狭畦密植栽培による収量確保と省力化	実証区収量374kg/10a 対照区収量349kg/10a
西村山	河北町谷地	大豆灌水支援システムの効果検証	実証区収量212kg/10a 対照区収量171kg/10a
北村山	村山市楯岡	狭畦密植栽培における収量向上	実証区収量374kg/10a 対照区収量195kg/10a
最上	新庄市赤坂	カットブレーカー、明渠施工を用いた排水性の確保	実証区収量399kg/10a 対照区収量359kg/10a
置賜	米沢市窪田町	排水対策による大豆の生育量確保と収量向上	実証区収量412kg/10a
西置賜	長井市時庭	無反転全層心土破砕機活用による排水対策	実証区収量272kg/10a 対照区収量135kg/10a
庄内	鶴岡市西郷	①摘芯による分枝数と着莢数の増加、倒伏防止 ②鶏糞ペレットによる化学肥料代替 ③開花期の灌水による水分ストレスの緩和	①実証圃収量445kg/10a ②実証圃収量323kg/10a ③実証圃収量336kg/10a 対照圃収量348kg/10a
酒田	酒田市本楯	サブソイラ・明渠の施工による排水対策	実証圃収量383kg/10a

○そば

普及課	設置場所	実証内容	成績概要
村山	山形市村木沢	開花期追肥による収益性の向上	実証区収量127kg/10a (倒伏) 対照区収量147kg/10a
西村山	大江町本郷	①開花期追肥による収益性の向上 ②播種前1か月湛水管理	①実証圃収量75kg/10a ②実証圃収量159kg/10a 対照圃収量47kg/10a ※実証区は発芽不良のため追い播きを実施
北村山	尾花沢市萩袋	条播における出芽安定と収量性向上	実証区収量86kg/10a (条播) 対照区収量36kg/10a (散播)
最上	金山町内町	積極的なPK施用による結実安定及び収量性向上	実証区収量130kg/10a 対照区収量138kg/10a
置賜	高畠町佐沢	発酵鶏糞施用による土壌肥沃度の改善による収量改善	実証区収量40kg/10a
西置賜	小国町荒沢	無反転全層心土破砕機活用による排水対策	実証区収量47kg/10a 対照区収量48kg/10a
庄内	鶴岡市宝谷	鶏糞ペレットを活用した肥料費の削減	実証区収量35kg/10a (倒伏) 対照区収量46kg/10a
酒田	酒田市大沢	新資材(ネバルくん)の活用による初期生育の安定化	実証区収量12kg/10a 対照区収量18kg/10a

そば栽培前の水張り（K氏）

- 1 栽培概要
- ・播種：8月7日（8月18日）
（干ばつによる発芽不良のため追播を実施）
 - ・収穫：10月23日
 - ・品種：でわかおり



湛水時の状況

- 2 水張り実施概要
- ・水張り実施面積 10 a
 - ・入水期間 令和5年6月5日 ～ 7月5日
（地区灌漑期間 令和5年5月上旬 ～ 9月下旬）

- 3 現地確認 令和5年6月5日、7月5日
地域農業再生協議会による目視及び写真撮影

4 漏水及び排水対策

- ・漏水対策 4月に水口補修、畦塗りを実施
- ・排水対策 落水後に明渠排水

- 5 作付履歴 そばの連作2年目の圃場（前作そば）

6 収量品質等

区名	出芽日 (月/日)	開花日 (月/日)	刈取日 (月/日)	全重 (kg/10a)	子実重 (kg/10a)	千粒重 (g)	容積重 (g/l)	外観品質 (検査等級)
湛水区	8/20	9/4	10/23	435	159	32.7	603	2等
慣行区	8/7	8/23	10/23	433	47	30.7	608	2等

※子実重が慣行区を大きく上回った理由としては、播種後の高温乾燥により、慣行より出芽・開花期が大幅に遅れた（追播した個体はより遅れた）ことで開花期の高温による稔実不良を回避したことや、草丈が短く倒伏の影響が少なくなったことが考えられる。

7 課題

- ・水が落ち着くまでの1週間は、ほぼ毎日水深を確認し入水。その後も2～3日に一度は入水が必要だった。
- ・湛水期間に雑草が繁茂し草刈りが大変であった。
- ・表面の水は明渠で落水できたが、トラクターの車輪跡に残った水は手作業で排水までつなげる必要があった。
- ・7月下旬には耕起できる状態まで乾いたが、水稻追肥や防除作業と重なり、播種が遅れた。

【現地事例：水張り②】

小麦栽培後の水張り（M 営農組合）

- 1 栽培概要
 - ・播種：10月上旬
 - ・収穫：6月
 - ・品種：ゆきちから
 - ・R4小麦播種面積：26ha



湛水時の状況（7/19）

- 2 水張り実施概要

- ・水張り実施面積 14ha
- ・入水期間 令和5年7月19日 ～ 8月22日
(地区灌漑期間 令和5年5月6日 ～ 9月10日)

- 3 現地確認

令和5年7月19日、8月21日
地域農業再生協議会による目視及び写真撮影

- 4 漏水及び排水対策

- ・漏水対策 入水直後に畦畔際のトラクターによる鎮圧
圃場巡回、漏水を確認した場合は手作業で畦畔等補修
- ・排水対策 落水後に明渠排水

- 5 作付体系

- ・令和4年まで
小麦（冬）－大豆（夏）－小麦（冬）
- ・令和5年以降の計画
水張り（夏）－小麦（冬）－検討中

- 6 課題

- ・事前に土地改良区、周辺作付者、関係機関に連絡して了解を得るのに苦労した。
- ・定期的に見回りを実施し、湛水状態を確認するとともに、隣接の圃場（園芸作物等）への漏水がないか確認し、漏水が見つかった場合は、速やかに畦畔等の補修等を行う必要があり、多大な労力を要した。
- ・大豆圃場等で春の入水も検討したが、隣接圃場（水稻含む）に漏水した場合、春作業に支障をきたすこと、播種適期を確保できないことが想定されたため、実施していない。

水田活用産地づくり推進プロジェクト会議 令和6年度の主な取組内容

プロジェクト会議の開催 (年間3回開催)

地域課題検討班

情報発信による地域の取組促進

- ・ホームページの充実(7月を目途に問合せフォーム等の開設)
- ・農家対象のフォーラム等の開催(各ブロックで開催)
- ・地域事例集等の充実 等(随時)

国への要望事項の検討

- ・施策提案等での要望事項の検討(6月に政府に提案予定)

技術支援班

収量品質向上技術開発

- ・ブロックローテーション、畑地化に対応した栽培技術の検討(栽培期間中)
- ・技術指導(栽培期間中)
- ・成果等の取りまとめ(3月、事例集作成、情報提供)

現場対応技術の検証

- ・省力高収益品目(園芸品目)への転換検証(栽培期間中)
- ・漏水、排水対策等ほ場管理技術の検証(栽培期間中)
- ・検証結果の取りまとめ(3月、事例集作成、情報提供)

生産基盤支援班

土地改良区からの相談対応

- ・各土地改良区の規程の整備指導(8月を目途に整備)

情報発信による地域の取組促進

- ・ホームページ、地域事例集等の作成(随時)

令和6年度 技術対策実証圃

○大豆

村山	市町村	山形市	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・体系防除(除草剤、レーキ式除草機)の実践による難防除雑草の抑制及び収量・品質の確保 ・土壌乾燥時の畝間灌水による水分ストレスの緩和
西村山	市町村	河北町谷地	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・難防除雑草の茎葉処理除草剤による体系防除 ・難防除雑草の抑制による大豆収量・品質の向上
北村山	市町村	村山市楯岡	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・狭畦密植栽培による園芸品目との作業競合の回避 ・ブロックローテーションによる地力維持と大豆収量及び品質確保 ・狭畦密植栽培による収量向上と額縁明渠を設置による湿害対策
最上	市町村	新庄市赤坂	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・排水性を確保した圃場での開花期灌水等による収量向上
置賜	市町村	米沢市窪田町	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策による大豆の生育量確保と収量向上（スタブルカルチによる深耕と耕盤破壊、明渠の施工）
西置賜	市町村	長井市時庭	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・無反転全層心土破碎機活用、明渠施工による排水対策 ・培土前茎葉処理除草剤散布による難防除雑草対策
庄内	市町村	鶴岡市西郷地区（下川）	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> ・摘芯による分枝数と着莢数の増加、倒伏防止 ・開花期の灌水による水分ストレスの緩和
酒田	市町村	酒田市本楯地区	
	実証内容		<ul style="list-style-type: none"> サブソイラ・明渠の施工による排水対策 ・適期作業（播種、培土、病虫害雑草防除、刈取等）の推進 ・飼料用米とのブロックローテーションの実施（R6転換2年目）

○そば

村山	市町村	山形市
	実証内容	・排水対策(額縁明渠、小畦立て播種)による収量性の向上 ・鶏糞ペレットを活用した肥料費の削減
西村山	市町村	西川町大井沢
	実証内容	・牛ふん堆肥と条播による有機栽培の実証
北村山	市町村	尾花沢市萩袋
	実証内容	・条播における出芽安定と収量性向上
最上	市町	金山町内町
	実証内容	・連作圃場における明渠による排水性確保と土壌診断に基づく施肥による安定生産
置賜	市町村	高島町佐沢
	実証内容	・発酵鶏糞施用による土壌肥沃度の改善による収量改善
西置賜	市町村	白鷹町
	実証内容	・発酵鶏糞施用による土壌肥沃度の向上 ・無反転全層心土破碎機活用、明渠施工による排水対策
庄内	市町村	鶴岡市宝谷
	実証内容	・明渠施工による排水性の向上 ・鶏糞ペレットを活用した肥料費の削減 ・適期内播種の徹底
酒田	市町村	酒田市
	実証内容	・堆肥(発酵鶏糞)施用による土壌養分バランスの改善及び収量性向上

○小麦

村山	市町村	山形市村木沢
	実証内容	・調整中
西置賜	市町村	飯豊町中
	実証内容	・小麦、そば、子実用とうもろこし等との輪作体系
庄内	市町村	鶴岡市本田
	実証内容	・2年3作体系(水稲、小麦、大豆)における小麦の安定生産

R6 年度 水田活用産地づくり推進プロジェクト現地検証圃

○実施内容

No	市町村	内 容	
1	山形市	品目	そ ば
		検証内容	・水張りに対応した栽培技術の検証
2	河北町	品目	大 豆
		検証内容	・水張りに対応した栽培技術の検証
3	鮭川村	品目	啓翁桜
		検証内容	・省力高収益品目への転換検討（畑地化）
4	米沢市	品目	飼料用米
		検証内容	・ブロックローテーション体系の検証
5	長井市	品目	大 豆
		検証内容	・水張りに対応した栽培技術の検証
6	鶴岡市	品目	大 豆
		検証内容	・水張りに対応した栽培技術の検証

6 山形県協議会水第9号
令和6年5月29日

各地域農業再生協議会事務局長 殿

山形県農業再生協議会
水田農業推進部会事務局長
(農政企画課長)

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題について（照会）

本県の米政策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜りお礼申上申し上げます。

さて、水田活用の直接支払交付金の見直し方針を受け、令和4年度及び令和5年度において、交付対象水田に係る現場の課題等の調査を行ったところですが、令和6年度も引き続き、東北農政局から別添写しのとおり現場の課題等について調査依頼がありました。

つきましては下記のとおり御報告願います。

記

- 1 調査項目
水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題（新たな課題）について
- 2 提出方法
貴管内の総合支庁農業振興課へ電子データで報告
- 3 報告期限
令和6年7月12日（金）

《連絡先》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県農業再生協議会水田農業推進部会事務局
(県農林水産部農政企画課内)
担当：松田、西村、高橋
TEL：023-630-2304
FAX：023-630-3096

写

6 北生第 440 号
令和 6 年 5 月 24 日

山形県農林水産部長 殿

東北農政局生産部長

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題について

日頃より、水田活用の直接支払交付金の交付事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

このことについて、別添写しのとおり、令和 6 年 5 月 22 日付け 6 農産第 897 号をもって農産局農産政策部企画課長から報告依頼がありましたので、別紙様式により東北農政局各県拠点地方参事官室（経営・生産）を經由し生産部生産振興課へ期日まで提出されるようお願いいたします。

なお、調査項目及び局生産振興課への報告期限は下記のとおりです。

記

1 調査項目

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題（新たな課題）について

2 報告期限

令和 6 年 7 月 30 日（火）

【別紙様式：都道府県用】「水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題（新たな課題）について」により報告

（参考資料）

- ・令和 5 年度 水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響と対応方針
- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

担当：東北農政局 生産部 生産振興課
君塚、藤原、菅原、長岡
電話：022-263-1111（内線 4112）



東北農政局生産部長 殿

農産局農産政策部企画課長

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題について

水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地（以下「交付対象水田」という。）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 1 において、その範囲を規定しているところであり、毎年度、地域農業再生協議会において整理することとされています。

また、令和 9 年度以降、過去 5 年間連続して水稻の作付けが行われていない農地は、交付対象水田から除くこととされましたが、こうした見直しに当たっては、現場の課題を検証し、それを踏まえて、水張りルール具体化や畑地化の取組への支援等の措置を講じたところです。

現場の課題については、令和 4 年度、令和 5 年度と把握に努め、これまで御報告いただいた課題に対しては、「水田活用関連予算に係る Q & A」や「水田農業における需要に応じた生産・販売の推進に関する全国会議」において課題とその対応方針の共有を図ってきたところですが、今年度も引き続き、現場の課題を把握したいと考えております。今年度においては、これまで把握した課題と重複しない新たな課題を中心に把握したいと考えておりますところ、貴局におかれては、管内の都道府県に対して伝達の上、別紙様式に基づき、期日までに御報告いただくようお願いいたします。

記

1. 調査項目

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題（新たな課題）について

2. 報告期限

令和 6 年 7 月 31 日

(参考資料)

- ・令和 5 年度 水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題・影響と対応方針
- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

以上

水田活用の直接支払交付金に係る現場の課題（新たな課題）について

協議会名： _____

令和6年度の調査は、**新たな現場の課題を把握**することとしますので、各地域農業再生協議会等における課題について記載ください（行は適宜追加してください）。

併せて、課題に対応する項目を以下から選択し記載ください。

- | | | |
|---------------|-------------|-----------|
| ① 災害復旧・基盤整備事業 | ④ 交付対象水田の扱い | ⑦ 土地改良区関係 |
| ② ブロックローテーション | ⑤ 畑地化の取組 | ⑧ 中山間地域関係 |
| ③ 水張りの確認 | ⑥ 牧草関係 | ⑨ その他 |

現場の課題	項目

令和6年度畑地化促進事業の要望状況（R6.3時点）

1 畑地化支援・定着促進支援

	件数（件）	金額（百万円）
村山	774	1,108
最上	134	275
置賜	255	533
庄内	66	179
計	1,229	2,096

【参考】昨年度（R5）の状況

	件数（件）	金額（百万円）
R5.4時点要望状況	1,517	2,457
R6.3実績	534	1,305

2 土地改良区決済金等支援

	件数（件）	金額（百万円）
地区除外決済金	607	557
畑地化協力金	199	195
計	806	752

【参考】昨年度（R5）の状況

	件数（件）	金額（百万円）
R5.4時点要望状況	314	619
R6.3実績	237	205

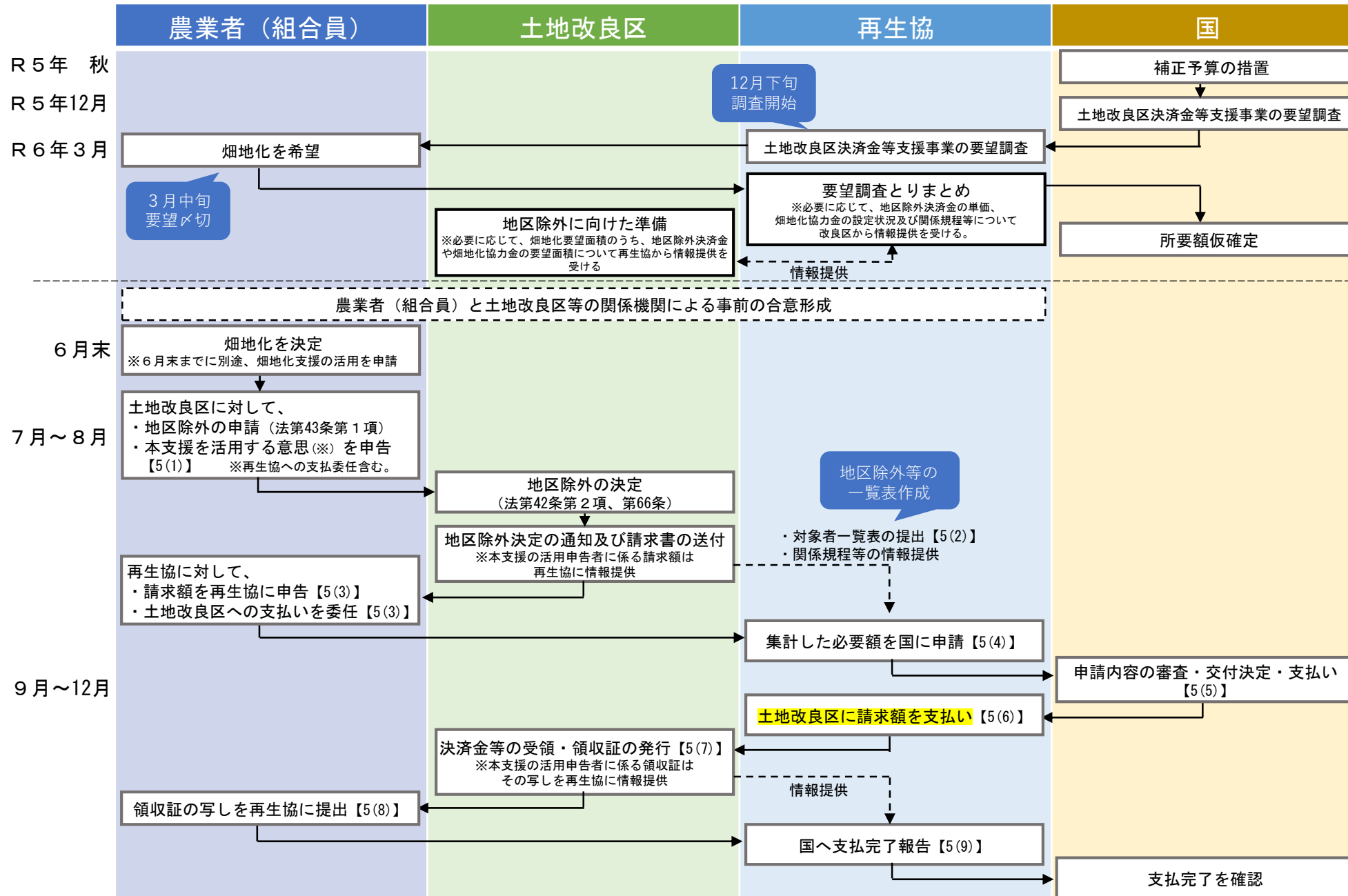
「畑地化促進事業」のスケジュールについて（未定稿）

令和6年5月28日時点

日程	畑地化支援・定着促進支援	土地改良区決済金等支援
12月下旬 ～3月上旬	要望調査（①様式1 ②様式2—2）	
<u>5月22日まで</u>	要件確認申請（地域再生協→県） <u>変更後の①、②</u>	
6月頃	（内報通知予定）	
<u>6月24日まで</u>	要件確認結果（地域再生協→県） <u>変更後の①、②</u> （ <u>変更後の①に要件確認結果、R5産地交付金活用実績を記載、</u> <u>要件確認チェックシート（確認書類を含む）要添付</u> ）	
6月30日まで	交付申請 （経安交付申請書、営農計画書）	
7月頃	（配分通知予定）	
7月31日まで		畑地化を行う旨の通知 （組合員→土地改良区）
9月13日まで		地区除外等対象地一覧表の送付 （土地改良区→市町村等）
10月30日まで		交付確認書の提出 （市町村等→県→地方農政局長等）
2月28日まで		結果報告書の提出 （市町村等→県→地方農政局長等）

(参考) 土地改良区地区除外決済金等の支援フロー (案)

※土地改良区決裁金等支援のあらましから抜粋



※地域農業再生協議会は、畑地化支援を申請する予定の農業者について、申請予定のほ場が地域でおおむね団地化しているかを別途確認することとなっています。

※本事業における補助金の申請・交付等については、都道府県・市町村を経由して実施する予定としています。

※【】は、畑地化促進事業実施要領（令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産省農産局長通知）別表2の5の各規定を指します。